

消 防 予 第 7 0 号
平成22年2月12日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

違反是正支援アドバイザー制度の発足について（通知）

消防法令違反の是正推進については、平成13年9月に発生した新宿歌舞伎町ビル火災を契機として、全国の消防機関等において特段の御尽力をいただいているところであり、各種規程等の整備、研修会体制の充実等による職員の知識や技術の普及が図られているところです。

これにより、適時適確な措置命令の発出や命令違反に対する告発の実施などが全国の消防機関において着実に進められているところですが、その経験については消防機関の間に差異が生じており、知見の積極的な共有が求められているところです。

加えて、小規模社会福祉施設や個室型店舗等に見られるように、従来にない新たな形態の防火対象物における防火指導や違反是正の取組等、知識技術の更なる高度化が必要な状況となっています。

これらの状況を踏まえ、消防庁では違反是正をより強力に推進するため、各消防本部等からの依頼に基づき、違反処理事務等の支援を行うアドバイザー（違反是正に関する知識・経験を有する消防職員等）の派遣を行う「違反是正支援アドバイザー制度」を開始することとしました。

つきましては別紙のとおり「違反是正支援アドバイザー派遣要綱」を定めましたので、貴職におかれましては、本派遣制度の積極的な活用が図られますよう御配慮いただきますとともに、貴都道府県内の市町村(消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されますようお願いいたします。

違反是正支援アドバイザー派遣要綱

(目的)

第1条 違反是正の推進を積極的に支援するため、違反是正支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を消防本部等に派遣するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 アドバイザーは、消防本部等における違反是正を推進するための具体的な方策に関する助言、研修支援等を行うものとする。

2 前項の助言、研修支援等は、概ね次のとおりとする。

- (1) 違反是正に関する個別具体的な相談への助言等
- (2) 違反是正に関する研修支援、情報提供等
- (3) その他、違反是正の推進に必要な業務への助言等

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、違反是正の推進等に必要な豊富な知識又は経験を有する者のうちから消防庁予防課長が委嘱するものとする。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、原則として1年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(派遣の対象団体)

第5条 アドバイザーの派遣の対象は、消防法に基づく違反是正事務を行う消防本部等（都道府県、市町村又は共同して派遣を要請する団体を含む。以下「対象団体」という。）とする。

(アドバイザーの身分の取扱い)

第6条 アドバイザーは、地方公務員として、所属消防本部の職員の身分を有するものとし、所属消防本部の任命権者の職務命令により消防庁の業務への協力として、アドバイザーの業務を行うものとする。

2 アドバイザーは、所属消防本部の身分を有することから、所属消防本部が給与を支給し、公務災害補償は、地方公務員災害補償法の適用を受ける。

(依頼)

第7条 アドバイザーの派遣を希望する対象団体は、別紙様式により、都道府県を經由して消防庁に依頼するものとする。ただし、共同して派遣を要請する団体にあつては、消防庁に直接依頼するものとする。

(派遣の決定)

第8条 消防庁は、対象団体からアドバイザーの派遣の依頼があつたときは、対象団体、アドバイザー及びその所属本部と調整の上、アドバイザーを派遣するものとする。

(報告)

第9条 アドバイザー及びアドバイザーの派遣を受けた対象団体は、その結果を消防庁に報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 アドバイザーは、第5条の業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(経費)

第11条 アドバイザーの派遣事業に関する旅費等の経費は、消防庁の負担とする。

(委嘱の取消し)

第12条 消防庁予防課長は、アドバイザーが次の各号の一に該当することとなつたときは、アドバイザーの委嘱を取り消すものとする。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたとき。
- (2) 業務の執行を怠つたと認められるとき。
- (3) その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行つたと認められるとき。
- (4) 心身の故障のため業務に支障をきたすと認められるとき。

(その他)

第13条 アドバイザーに関する庶務は、消防庁予防課で処理する。

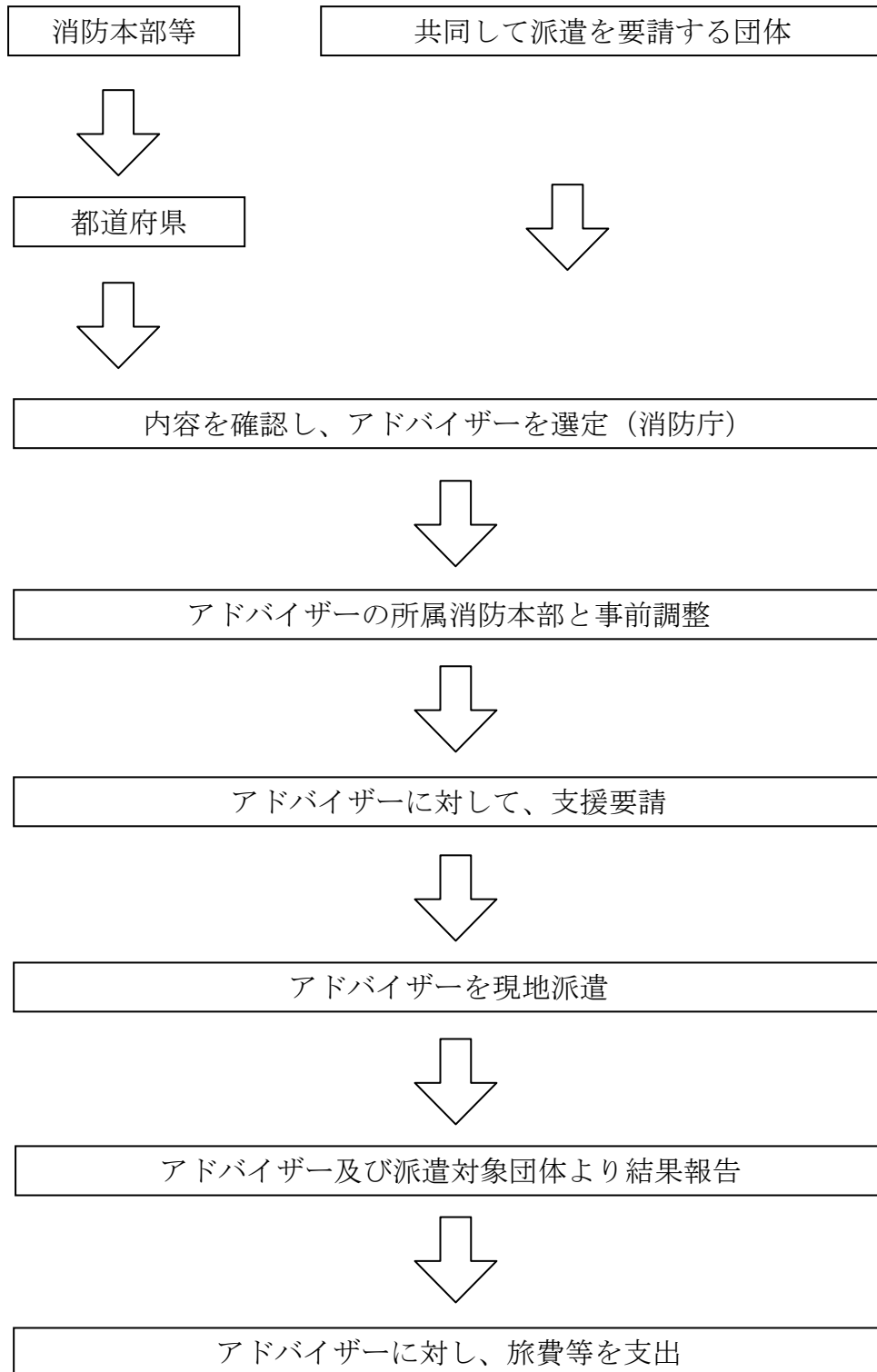
2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防庁予防課長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月12日から施行するものとする。

別添

アドバイザー派遣フロー



平成 年 月 日

消防庁予防課長 殿

(都道府県名) _____

(派遣対象団体名) _____

違反是正支援アドバイザー派遣依頼書

1 派遣希望年月日
平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分まで
(希望する場合の時間 分)

2 依頼内容

3 担当者等

- (1) 担当課・担当者
- (2) 連絡先

消 防 予 第 号
平 成 年 月 日

殿

消 防 庁 予 防 課 長

違反是正支援アドバイザーの派遣について（依頼）

違反是正支援アドバイザー派遣要綱に基づき、（派遣対象団体名）から別紙のとおり違反是正支援アドバイザーの派遣依頼があり、選考の結果、貴消防本部の下記職員に派遣をお願いすることとなりました。

つきましては、下記職員のアドバイザー派遣に関し特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

記

1. 派遣する研修会等

- (1) 名 称
- (2) 開催日時 平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
- (3) 場 所
- (4) 参加予定者

2. アドバイザーとして出張頂く方

殿

3. アドバイザー派遣に際しての措置等

出張に係る旅費は消防庁で負担します。

なお、旅費の支払い方法については、別途調整させていただきます。

消 防 予 第 号
平 成 年 月 日

殿

消 防 庁 予 防 課 長

違反是正支援アドバイザーの派遣について（依頼）

違反是正支援アドバイザー派遣要綱に基づき、（派遣対象団体名）から別紙のとおり違反是正支援アドバイザーの派遣依頼がありましたので、（派遣対象団体名）において、支援をお願い致します。

記

1. 派遣する研修会等

- (1) 名 称
- (2) 開催日時 平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
- (3) 場 所
- (4) 参加予定者

2. 派遣先での実施内容

3. アドバイザー派遣に際しての措置等

出張に係る旅費は消防庁で負担します。

なお、旅費の支払い方法については、別途調整させていただきます。

平成 年 月 日

違反是正支援アドバイザー派遣結果報告書

- 1 派遣年月日
平成 年 月 日 () ～ 平成 年 月 日 () まで

- 2 派遣対象団体
(都道府県名)

(派遣対象団体名)

- 3 実施内容

- 4 その他特記事項

- 5 担当者等
 - (1) 職・氏名

 - (2) 連絡先

※1 各項目については、具体的に記載してください。

※2 アドバイザーにあっては、別添の行程表を提出してください。
(派遣対象団体で作成される場合は、行程表の添付は不要です。)

